

人吉市立小中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要項

平成22年11月5日

教委告示第18号

(趣旨)

第1条 この要項は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に規定する指定校の変更及び第9条に規定する区域外就学について、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 人吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、指定校の変更及び区域外就学を許可する際の基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(申請)

第3条 児童生徒の保護者は、当該児童生徒について、指定校の変更を希望する場合は人吉市立小中学校就学等に関する規則（平成2年人吉市教育委員会規則第4号）第5条に規定する申請書に別表第1に掲げる必要書類を、区域外就学を希望する場合は同規則第6条に規定する許可願いに別表第2に掲げる必要書類を添付して教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認めるときは、当該保護者に対し添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

(許可)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは、当該申請について審査し、第2条の許可基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適切と認められるときは、指定校の変更又は区域外就学を許可することができる。

(許可の取消し)

第5条 教育委員会は、第4条の許可を受けた保護者が、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 申請事由が変更又は解消したと認められるとき。
- (3) その他の事由により教育委員会が許可の取消しを必要と認めたとき。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。